

本稿では、中世盛期の教皇（庁）が都市ローマ及び中部イタリアにおいて行使した権威・権力の理念と実態について考察した。

中世以降におけるローマ教皇の世俗的支配領域である「教皇領」の成立と転機には、幾つかの段階がある。すなわち、756年の「ピピンの寄進」、13世紀の教皇インノケンティウス3世による「回復」政策 *Recuperatio*、さらに14世紀の枢機卿アルボルノスによる軍事制圧と「憲章」 *Constitutiones* 制定、「教会大分裂」の終わりと都市ローマへの帰還、そしてその後「教皇領」を回復していったマルティヌス5世期、アルボルノスが制定した「憲章」を改定し、「教会国家」全土へ適用したシクストゥス5世（1585-1590年）の5段階である。なお本稿では、中世の教皇の世俗的支配領域について「教皇領」と呼称し、16世紀以降について触れる場合のみ「教会国家」と呼称した。そのため、教皇領という語句は史料訳としてではなく、あくまで研究上のタームとして使用した。そのことを強調するため鍵括弧をつけた。

このうち、「教皇領」の第2の転機にして教皇権の絶頂期といわれるインノケンティウス3世、そしてその後継教皇ホノリウス3世、グレゴリウス9世までの期間を中心に取上げた。後継教皇の政策を検討することで、インノケンティウス3世期を再検討することができるからである。そして、教皇の世俗的支配領域である「教皇領」における教皇の権威・権力行使を中心的主題として検討することとした。カロッチが指摘するように、これまでの「教皇領」研究では12、13世紀の教皇の功績を状況の異なる中世後期や近代の教皇たちの功績と比較し低く評価した。これは都市コムーネから領域国家そして近世国家への移行という図式を「教皇領」にも当てはめたため、教皇の世俗的支配領域が「教皇領」という「国家」として捉えられてきたこととも関係する。そのため、この「教皇領」という枠組み自体を再検討し、その上で教皇と都市ローマや中部イタリアの各都市との関係を論じた。その際、叙述史料や儀礼史料を利用し教皇が挙行了した儀礼について検討し、また、教皇による「教皇領」内の移動と滞在都市での行動、文書発給と発給先について検討した。

第1章、第2章は「教皇領」をどのように捉えるべきかを考察した。第1章では、「教皇領」という枠組みを再考するため、教皇（庁）による領域意識が中世初期からどのように変化したのかを検討した。そのため、「教皇領」の理論的な出発点である「ピピンの寄進」ごろから13世紀中葉まで領域の範囲と呼称について文書史料と叙述史料を用いて検討した。そしてその後、13世紀前半の教皇たちによる呼称と範囲の認識について『インノケンティウス3世事蹟録』と『グレゴリウス9世伝』を使用し検討した。第1章では、「教皇領」の実効的支配についてではなく、あくまで「教皇領」とされる領域についての史料上の呼称と、史料において記載されそして所有が主張されてきた空間の変化を取り扱った。

第2章では、各伝記史料内の叙述に見られた都市や領主への特権認可と教皇への忠誠誓約、統治官の任命、城砦・所領の確保・買収、往来の安全確保の4点の特徴についてそれぞれ検討し、「教皇領」の構成と支配について考察した。そのため、教皇の保護特権証書全体を取り上げ検討し、その上で中部イタリアへの文書発給を位置づけた。そしてその文書の内容から教皇による都市、領主、城砦への特権認可と忠誠誓約について検討した。また、城砦の購入や街道を整備することによって、都市や領主など個々の封建関係の集合体が徐々に形成され管区の基礎となったことを提示した。

第3章、第4章は中世盛期のイタリア都市の一つとして、そして、教皇による「教皇領」

内における行動を考察するための出発点として、都市ローマを取り上げた。第3章では、初めに教皇権と都市ローマの関係を詳細に提示する2つの協定を検討した。第一の協定は1188年に教皇クレメンス3世との間に結ばれた。この協定に関する文書は12世紀の教皇と都市ローマの間に結ばれた協定の内容を詳細に記す唯一の史料だった。この史料からは都市ローマ側の教皇に対する義務と権利、利害の一端を見ることができた。第二の協定は1235年に教皇グレゴリウス9世との間に結ばれた。この協定の文書からは都市ローマへの帰還を巡る教皇と都市ローマの間の交渉過程、1188年の協定を踏まえた教皇への再服従の誓約、そしてそれを行う場の流れや誓約する人物が詳細に記された。以上の協定を基に二つの視点、すなわち、都市ローマの自治組織と教皇を中心としたローマ教会との関係、両組織内の人物関係から13世紀前半の都市ローマと教皇の関係を考察した。

第4章では、これまで普遍的な「ローマ」として読み解かれてきた教皇の儀礼の詳細について叙述史料と儀礼史料を比較検討し、教皇（庁）と都市ローマの関係を考察した。まず、13世紀前半の教皇の即位儀礼挙行の場を巡る背景として、12世紀後半の教皇と都市ローマの政治的な対立から1188年の教皇クレメンス3世と都市ローマとの協定に至るまでの経緯について説明した。次に1188年の協定の影響として、儀礼史料の中に都市ローマの執政職であるセナトーレの役割が規定されたことを提示した。そして儀礼史料と伝記史料の即位儀礼に関する部分を照合した。最後に、各史料中の表現を基に儀礼の舞台装置としての都市ローマの役割に注目し、儀礼の挙行される場を区切る城壁と、儀礼に参加する人々について検討した。この2つの章で、教皇と都市ローマの関係が相互依存の関係であり、対立はするが融和を常に模索する関係だったといえる。

第5章、第6章は教皇による「教皇領」内移動と滞在都市での行動、そして移動の影響について検討した。第5章では、13世紀前半の教皇と「教皇領」内の都市との関係、滞在都市における教皇の影響力行使の状況を、教皇の各都市での滞在時の発給文書や叙述史料において教皇の行動を記述した箇所から考察した。その際、滞在地への文書発給だけではなく、周辺都市への文書も検討対象とした。また、先行研究の欠落を補うため、13世紀前半の教皇グレゴリウス9世を中心に扱った。そして、グレゴリウス9世の主要な滞在都市であるアナーニ、リエーティ、ヴィテルボ、ペルージャをもう一方の検討対象とした。これらの都市滞在中の文書発給状況から特徴を抽出し、教皇の滞在地での現前性が都市コムーネ自体と都市民に与えた影響を考察した。そのさい対異端政策、聖人列聖、教会献堂、贖宥の認可といった行為が焦点となった。

第6章では、中世イタリア都市コムーネの行政官の1つであるポデスタについて、都市内部における機能・役割ではなく、ポデスタ採用による都市外部とのネットワーク形成と都市内部への影響について焦点を当てた。具体的には「教皇領内」の各都市における都市ローマ出身ポデスタ任用を検討し、教皇（庁）との親族関係や利害関係あるいは敵対関係が都市ローマ、「教皇領」内諸都市にどのような影響を与えたのかを考察した。そのため、まず都市ローマ内でどのような家系出身者が都市自治の中心におり、各都市からポデスタに招聘されるのか、1242年に都市ローマ、ペルージャ、ナルニ間で結ばれた同盟協定文書に署名した評議員リストから分類した。次に「教皇領」内において都市ローマが他の都市に対し形式的にも実質的にも優位な立場にあったという点が「教皇領」内の都市間の協定文書の検討から明らかになった。そして「教皇領」内の各都市が都市ローマ出身者をポデスタとして受

け入れる方法・理由について、教皇と各都市との関係も視野に入れ検討した。その際「教皇領」内の都市であるペルージャ、ヴィテルボ、オルヴィエート、トーディなどを具体的な事例とした。そしてこれらの都市において共通して招聘された都市ローマ出身ポデスタの経歴を検討することで、教皇、都市ローマ、そして各都市の関係を考察した。

第7章は、教皇不在時の都市ローマと教皇（庁）の関係を考察した。そのため、13世紀中葉インノケンティウス4世在位期間に教皇代理となったサンタ・マリア・イン・トラステヴェレ司祭枢機卿ステファヌス（・コンティ）に焦点を当てその活動について検討した。インノケンティウス4世期は、13世紀前半の中部イタリア政策の核だった統治官の任命と教皇による各都市への移動が見られなかった。しかし、中部イタリアにステファヌスらを配置することで先代教皇たちの政策の継承を意図したと言える。よって、教皇代理ステファヌスの活動の検討することで、13世紀前半の教皇が残した影響を考察しようとした。そのため、まず教皇代理職への就任者と教皇代理の職務について概観し、その後枢機卿ステファヌスの活動について史料を用いて検討を加えた。

以上の7章をまとめると、次のようになる。「教皇領」は、史料上 *patrimonium S. Petri* や *Terra S. Petri*、*Terre Ecclesie* などの語句で表現された。このうち *patrimonium* の語句は「ラディコファーニからチェプラノーまで」の領域を表すとともに、教皇が主張する権利や土地、財産などを包括的に示したローマ教会の「資産」いう意味もあり、両義的な表現として使用された。インノケンティウス3世期には、「ラディコファーニからチェプラノーまで」の領域だけではなく、スポレート公領、アンコーナ辺境伯領などの領域も教皇権の下に「回復」された。そのため、インノケンティウス3世がこれらの領域に対して *patrimonium* の語句を拡大して使用しようとしたことは確かである。しかし、これらの領域の一体性を求めたわけではなく、あくまで理念として諸皇帝の特権文書で示された領域をインノケンティウス3世は追求した。

そのため、インノケンティウス3世期の教皇の世俗的支配領域は、皇帝オットー4世やフリードリヒ2世の誓約文書にあるように「ラディコファーニからチェプラノーまで」の領域、スポレート公領、アンコーナ辺境伯領という各領域ではあったが、これらの領域自体に先行研究でいわれるような「行政管区」としてのまとまりがあったわけではない。それは統治官の管轄範囲が確定しておらず、個々の封建関係に基づく都市や領主の集合体を管理するために統治官が任命されていたことから明らかである。また、教皇は都市や城砦、領主から忠誠誓約を受け取り、封建関係を築いた。したがって、インノケンティウス3世期以降の教皇の世俗的支配領域は、「教皇領」やそれを構成する各領域という枠組みから離れてみると、教皇を介した、あるいは都市同士の人的交流や同盟締結といった都市間ネットワークと、教皇との間に忠誠誓約を取り交わした封建関係が軸であり、個々の関係の集合体が世俗的支配領域の実態だった。そしてまた教皇は封建関係を媒介とした広域秩序形成の担い手として機能していたのだといえる。

このような都市間ネットワークや封建関係の網の目は、教皇と都市ローマ、そして中部イタリアの諸都市、城砦、領主層によって構成されたが、教皇と都市ローマの関係によって他の構成要素との関係も変化した。13世紀前半に中部イタリアの諸都市は都市ローマの有力者からポデスタを採用したが、教皇や都市ローマとの関係によって人選は左右された。そのため、1188年に教皇と都市ローマの間で協定が締結され、教皇と都市ローマの関係が改善

された後も両者の関係が重要だった。教皇と都市ローマは関係が改善されたとはいえ、親族関係、利害関係により対立と和解を13世紀前半においても繰り返した。また、こうした関係は教皇が挙行した儀礼を通じて融和が模索されたということを指摘できる。

また、ネットワークは教皇が各都市を移動し現前性を示すことや統治官などを派遣することによって維持された。秩序形成の具体的な方策は教皇による都市への文書発給や自身の移動、都市への滞在であり、教会の献堂や聖人列聖など各種の儀礼的行為だった。

教皇のこうした地域権力としての在り方は、13世紀中葉にかけて変化していく。先述のようにインノケンティウス3世期は個々の封建関係の集合体とネットワークだったが、徐々に領域が形成されていく。ホノリウス3世期には各領域に派遣された統治官のうち領域に追加して複数の都市を管轄する統治官も出現した。そしてグレゴリウス9世期には、複数の領域を管轄する統治官も登場する。そしてこのグレゴリウス9世期の1230年代には *patrimonium* と *terra ecclesie* の語句が併用されるようになる。

また、グレゴリウス9世は1235年前後に中部イタリアの各都市へ滞在した際に、聖人列聖や修道院、教会へ贖宥状の認可、そして異端審問の整備を行った。『教皇令集』が完成したのも同時期のことである。「西方キリスト教世界」に対して影響を与えることになるこれらの政策をグレゴリウス9世は中部イタリアにおいて行った。つまり、中部イタリアにおける教皇の権威・権力の充実、そして領域政策の整備による領域の構築という観点においては、インノケンティウス3世は出発点に過ぎず、13世紀前半を通して形成され、むしろグレゴリウス9世期こそがその最盛期だったといえるだろう。

では、改めて共時的な視点から13世紀前半の都市ローマ及び中部イタリアにおいて教皇（庁）が行使した権威・権力についてまとめる。「教皇領」という枠組みから離れてみれば、教皇を介した都市間ネットワークと教皇との間に取り結んだ封建関係が軸であり、教皇はその地域における広域秩序形成の担い手として機能していた。そしてこのネットワークは、教皇が各都市を移動することや統治官などを派遣することによって維持された。さらに秩序形成の具体的な方策は教皇による都市への文書発給や自身の移動、都市への滞在であり、また各種の儀礼的行為だった。このように本稿で明らかになった教皇（庁）の権力行使の実態は、13世紀の各地で生じた「国家」形成、あるいはイタリアにおける地域国家、領域国家を論じる際の論点である支配者と被支配者あるいは「中心」と「周縁」の双方向の関係性と同等のものだったと言える。

しかし、世俗君主やイタリアの都市コムーネ、地域国家や領域国家と異なるのは、教皇がヨーロッパ全体に対して権威を有する存在だったということである。教皇が発給する文書は、第2章で検討したように中部イタリアのみならずヨーロッパ全土に同様の形式で発給された。また教皇は中部イタリアを移動し、滞在先の都市で、教会献堂や聖人列聖、修道院、教会へ贖宥状の認可、そして対異端政策を行っている。確かに教会献堂は各地の司教や大司教、あるいはドイツの領邦君主である聖界諸侯も行うことができるだろう。しかし、ヨーロッパ各地で行われてきた聖人列聖は13世紀に入り教皇の下に留保された。結果として13世紀前半の重要な聖人であるアッシジのフランチェスコ、ドミニコ、テューリンゲンのエリーザベト、パドヴァのアントニオはすべて中部イタリアの都市において列聖された。また、贖宥状の認可も同時期に教皇によって行われる件数が増加した。そして対異端政策は第5章で検討したように、中部イタリアの都市において教皇が行った政策を契機とし、教会法が整

備され審問制度が確立した。このように、ヨーロッパ全体に対して影響を与える政策が、教皇が移動し滞在した中部イタリアにおいて多数行われたというところに13世紀前半の教皇権の特徴があるといえる。

最後に、近年の「教皇領」研究における本稿の意義について述べる。かつてウェーリーは歴代教皇が行政、財政だけではなく、司法、政治、軍事に関しても支配領域の都市や封建領主に自治を認めたことを低く評価し、13世紀の教皇による「教皇領」の統治は失敗だったと結論付けた。それに対し、カロッチはウェーリーが失敗だったと評価した12、13世紀の「教皇領」統治について近年のイタリア地域国家・領域国家研究を援用しその評価を修正した。そして、大小の都市コムーネ、領主、バロンや貴族層、農村共同体が共存すること、そして統治者である教皇庁も教皇を中心として枢機卿がある程度の権力を共有するという政治構造の複合的性格を評価した。

本稿が明らかにしたのは、こうした政治構造の複合的性格だけではなく、儀礼的行為や多様な政策が上述の政治構造において双方向の関係性維持のために行われたということ、そしてヨーロッパ全体に対して影響を与える政策が中部イタリアという地域において実行されたという意味での教皇の行使した権威・権力の複合的性格である。そしてこのような権威・権力の行使は、「教皇領」の第2の転機となったインノケンティウス3世だけではなく、後継教皇も含めた13世紀前半の教皇たちの特徴であるといえる。